

平成27年度 みかん採取栽培にかかる労働災害防止説明会

開催日時	平成27年9月18日	開催場所	伊木力多目的研修館 2F
参加人数	102名	主催	長崎労働基準監督署 諫早労働基準監督署

説明会の目的（趣旨）

長崎署及び諫早署管内のみかん採取における休業4日以上死傷者数は、平成20年以降10人前後で推移していましたが、平成25年に17人と急増しました。そこで、平成26年に長与町みかん採取栽培労働災害防止協議会と連携し説明会を実施、同年は11人と大幅に減少しましたが、依然として脚立からの墜落・転落災害や刈払機による災害が発生していることから対象を隣接する多良見地区の同協議会まで拡大して長崎県や農業大学の協力を得て、更なる労働災害の減少を目的に労働災害防止説明会を開催しました。

説明会の概要

平成27年9月18日、長崎労働基準監督署（署長 井上健司）は諫早労働基準監督署（署長 川原勲）と合同で、多良見及び長与地区のみかん農家を対象に伊木力多目的研修館（諫早市多良見町内）で説明会を開催しました。

冒頭、長崎署長より「みかん採取では地形や足場が悪いため、脚立作業での墜落災害など思わぬ災害が発生しています。本日は監督署を始め各機関からの説明を御理解頂き、労働災害の防止に努めて下さい。」との挨拶があり、引き続き、長崎署安全衛生課職員より「みかん採取栽培における労働災害は「墜落・転落」が約7割を占めており、その中でも「立木」、「斜面・がけ」、「脚立」から8割以上を占めているため、必要に応じ移動式の脚立足場を設けることや保護帽を着用することが重要である。」旨説明しました。

次に、長崎県農林部より「電気柵の適正使用について」説明が行われました。

本年7月に静岡県内で川遊び中に電気柵に感電し2人が死亡するという事故が発生しており、イノシシ対策で電気柵を設置しているみかん農家の皆さんにとっては非常に関心の高い内容となりました。

最後に、長崎県立農業大学の寺島講師からは、農作業での過去の労働災害事例や労働災害が多く発生している刈払機、耕うん機及び脚立などの適正な作業方法について説明があり、農作業における労働災害防止のポイントを分かり易く解説されました。

長崎署及び諫早署においては、今後とも労働災害の発生状況を見極め、関係機関と連携を図りながら労働災害の防止に努めて参ります。

